



みなし輸出入通関制度

On the spot Export and Import

報告書の利用についての注意・免責事項

- 本報告書は、日本貿易振興機構（JETRO）ホーチミン事務所がKPMG Tax and Advisory Limited（KPMG Vietnam）に作成委託し、2021年7月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。
- JETROおよびKPMG Vietnamは、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえJETROおよびKPMG Vietnamが係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

JETRO・ホーチミン事務所

E-mail：VHO@jetro.go.jp

日本貿易振興機構（JETRO）ビジネス展開・人材支援部 ビジネス展開支援課

E-mail：BDA@jetro.go.jp



1. 概要
2. 取引スキーム
3. 通関手続
4. 参考-保税倉庫の利用
5. FAQ



1. 概要

みなし輸出入通関制度の概要 1/2

みなし輸出入通関制度（以下On the spot 制度） の定義

On the spot 制度とは、ベトナム国内取引の間に海外企業が入る取引や、非関税地域に属する企業との取引(On the spot export and import 取引、以下On the spot 取引)に適用される通関制度である。

On the spot 取引 とは次の物品の取引をいう¹ :

- a) 海外企業がベトナム企業に加工を依頼し、そのまま他のベトナム企業に納品される物品
- b) ベトナム企業とEPE（輸出加工企業）の間で売買される物品
- c) ベトナム企業からベトナムに拠点を有しない海外企業に販売された後に別のベトナム企業に販売される物品で、ベトナム国内で納品が完結するもの

(※) EPE: Export Processing Enterprise(輸出加工企業)

¹ Clause 1 Article 86 Circular 38/2015/TT-BTC amended and supplemented by Circular 39/2018/TT-BTC

みなし輸出入通関制度の概要 2/2

主なメリット:

ベトナム国内で輸出入手続きを完結することで国際輸送が不要となるため、物流コスト削減と納期短縮が可能となる

関税及び税務上の取り扱いについて :

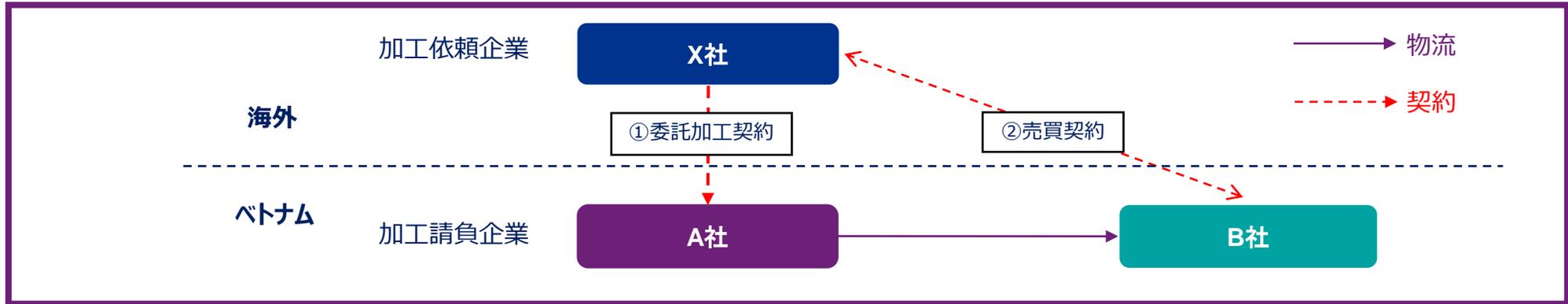
| | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none">- 関税- 付加価値税(VAT) | 海外物流を伴う一般的な輸出入手続きを行う場合の取り扱いと基本的に同様である。 ただし、原産地要件を満たす場合であってもEPEから現地企業に販売される場合を除いてFTA（自由貿易協定）は適用できない。 |
| <ul style="list-style-type: none">- 外国契約者税（FCT） | 外国契約者がベトナム国内で所有権が移転される販売取引を行う為、FCTの対象となり法人所得税(CIT)1%が課される ※EPEに対する販売を含む |

各取引スキームの詳細な関税/税務上の扱いは、以降のページにて解説する



2. 取引スキーム

定義a ベトナムで加工され国内企業に納品される製品① 1/2



| | 取引① | | | | | | 取引② | | | | | | |
|----|---------|----|--------|----|------------|-----------|---------|----|----|----|------------|-----------|--------|
| | 通関手続の責任 | | 関税 | | Output VAT | Input VAT | 通関手続の責任 | | 関税 | | Output VAT | Input VAT | FCT |
| | 輸出 | 輸入 | 輸出(*1) | 輸入 | | | 輸出 | 輸入 | 輸出 | 輸入 | | | |
| A社 | ○ | - | ○ | - | 0% | - | - | - | - | - | - | - | - |
| B社 | - | - | - | - | - | - | - | ○ | - | ○ | - | ○ (*2) | - (*3) |
| X社 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | CIT1% |

(*1) 輸出関税は天然資源などの一部の物品にのみ課され、それ以外の物品には課されない。

(*2) 税率はVAT法規制に基づき決定される。(一定の医療器具など別途定められたもの以外は通常10%)

(*3) B社にはX社に課されるCIT1%につき源泉徴収及び申告納税義務が課される

定義a ベトナムで加工され国内企業に納品される製品① 2/2

本取引に関する法人

A社 海外企業Xから加工を請負うベトナム企業

- On the spot 輸出通関手続きを実施する。
- B社が手続きを行うOn the spot 輸入通関において受託輸出者(*1)となる。
- X社から原材料の提供を受ける場合は、輸入申告が別途必要となる。ただし、輸出を目的とした加工材料の為、輸入関税及び Input VATは課されない。²

B社 A社から配送される物品の受取人としてX社に指定されたベトナム企業。EPEに該当しない。

- On the spot 輸入通関手続きを実施する責任がある。
- A社が手続きを行うOn the spot export輸出通関において受託輸入者(*2)となる。

X社 加工業務をA社に依頼する海外企業

- On the spot 輸出通関においては名義上の輸入者、On the spot 輸入通関においては名義上の輸出者となる。

(*1) 受託輸出者は、他のベトナム企業の物品の配送を委託された企業をいう（電子輸入通関申告書 1.20-輸出者名欄に記載）

(*2) 受託輸入者は、他のベトナム企業から受取手として指定された企業をいう（電子輸出通関申告書 2.19-輸入者名欄に記載）

留意点:

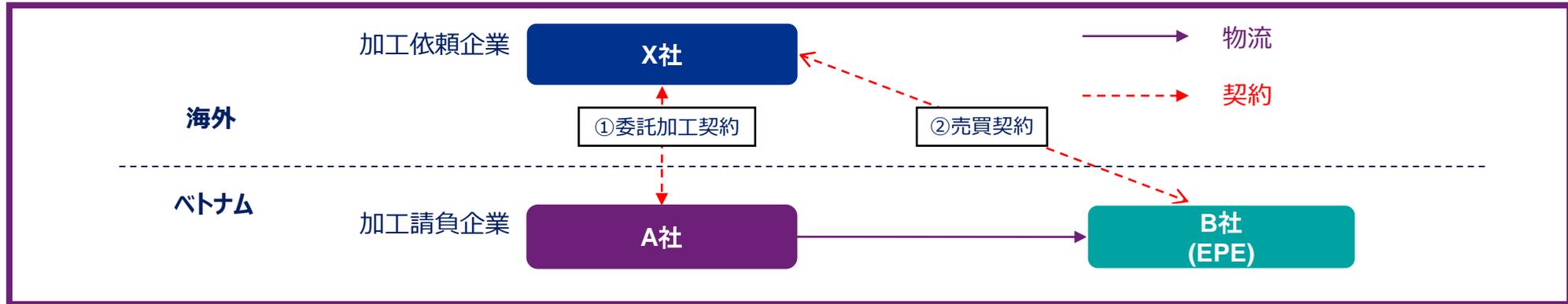
本取引にFTA (Free Trade Agreement:自由貿易協定) は適用不可³

² Point a Clause 1 Article 10 Decree 134/2016/ND-CP

³ Point c Clause 3 Article 3 Decree 134/2016/ND-CP amended and supplemented by Decree 18/2021/ND-CP



定義a ベトナムで加工され輸出加工企業に納品される製品② 1/2



| | 取引① | | | | | | 取引② | | | | | | |
|-----------|---------|----|--------------------|----|------------|-----------|---------|----|----|----|------------|-----------|--------|
| | 通関手続の責任 | | 関税 | | Output VAT | Input VAT | 通関手続の責任 | | 関税 | | Output VAT | Input VAT | FCT |
| | 輸出 | 輸入 | 輸出 ^(*1) | 輸入 | | | 輸出 | 輸入 | 輸出 | 輸入 | | | |
| A社 | ○ | — | ○ | — | 0% | — | — | — | — | — | — | — | — |
| B社 | — | — | — | — | — | — | — | ○ | — | — | — | — | — (*2) |
| X社 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | CIT1% |

(*1) 輸出関税は天然資源などの一部の物品にのみ課され、それ以外の物品には課されない。

(*2) B社はX社に課されるCIT1%につき源泉徴収及び申告納税義務あり

定義a ベトナムで加工され輸出加工企業に納品される製品② 2/2

本取引に関与する法人

A社 海外企業Xから加工を請負うベトナム企業

- On the spot 輸出通関手続きを実施する責任がある。
- B社が手続きを行うOn the spot export 輸入通関において受託輸出者(*1)となる。
- なお、本委託加工契約の下でX社から原材料の提供を受ける場合は、輸入申告が別途必要となる。ただし、輸出を目的とした加工材料の為、輸入関税及びInput VATは課されない。²

B社 A社から配送される物品の受取人としてX社に指定されたベトナム企業。EPEに該当する。

- On the spot 輸入通関手続きを実施する責任がある。
- A社が手続きを行うOn the spot export輸出通関において受託輸入者(*2)となる。

X社 加工業務をA社に依頼する海外企業

- On the spot 輸出通関においては名義上の輸入者、On the spot 輸入通関においては名義上の輸出者となる。

(*1) 受託輸出者は、他のベトナム企業に対する物品の配送を委託された企業をいう（電子輸入通関申告書 1.20-輸出者名欄に記載）

(*2) 受託輸入者は、他のベトナム企業から受取手として指定された企業をいう（電子輸出通関申告書 2.19-輸入者名欄に記載）

留意点:

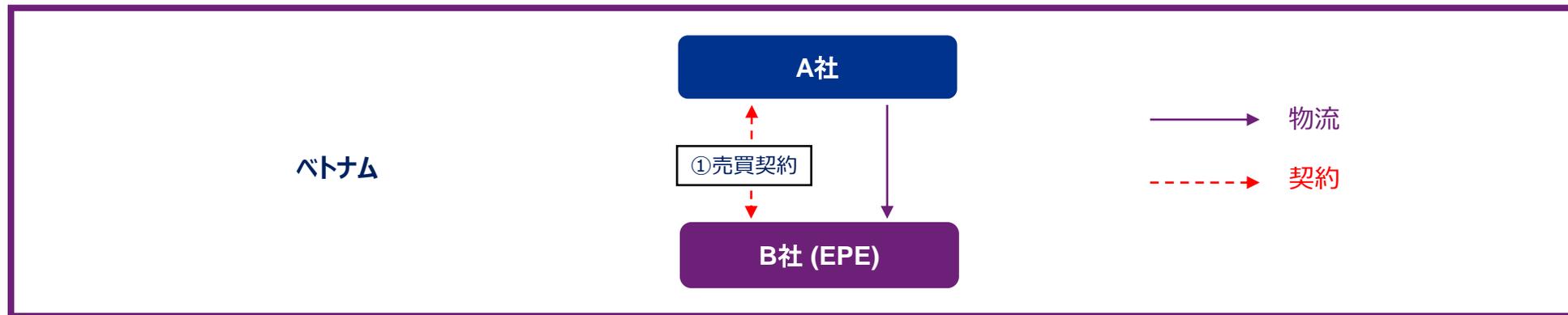
EPEに輸入される物品には輸入関税が課されないため、FTAを検討する必要はない。³

² Point a Clause 1 Article 10 Decree 134/2016/ND-CP

³ Point c Clause 3 Article 3 Decree 134/2016/ND-CP amended and supplemented by Decree 18/2021/ND-CP



定義b 輸出加工企業へ販売される製品① 1/2



| | On the spot 通関手続の責任 | | 関税 | | 付加価値税 (VAT) | | FCT |
|----|---------------------|------|---------|----|-------------|-----------|-----|
| | 輸出通関 | 輸入通関 | 輸出 (*1) | 輸入 | Output VAT | Input VAT | |
| A社 | ○ | — | ○ | — | 0% | — | — |
| B社 | — | ○ | — | — | — | 非課税 | — |

(*1) 輸出関税は天然資源などの一部の物品にのみ課され、それ以外の物品には課されない。

定義b 輸出加工企業へ販売される製品① 2/2

本取引に関与する法人

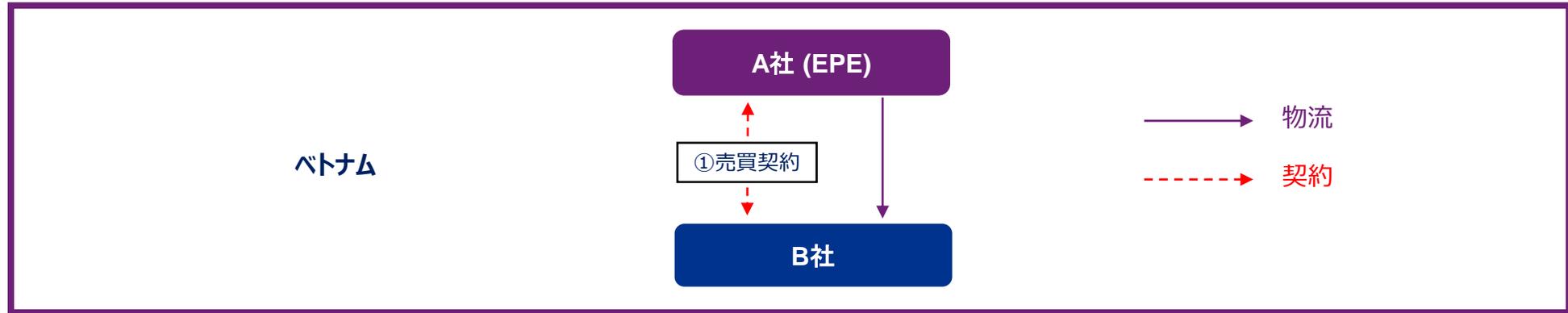
- A社** B社に物品を販売するベトナム企業。EPEに該当しない
- On the spot 輸出通関手続きを実施する責任がある
- B社** A社から物品を購入するベトナム企業。EPEに該当する
- On the spot 輸入通関手続きを実施する責任がある

留意点:

EPEに輸入される物品には輸入関税が課されないため、FTAを検討する必要はない。⁴

⁴ Clause 2 Article 2 Law on Export and Import duties no. 107/2016/QH13

定義b 輸出加工企業から購入される製品② 1/2



| | 通関手続の責任 | | 関税 | | 付加価値税 (VAT) | | FCT |
|----|---------|------|---------|----|-------------|-----------|-----|
| | 輸出通関 | 輸入通関 | 輸出 (*1) | 輸入 | Output VAT | Input VAT | |
| A社 | ○ | — | ○ | — | 非課税(*2) | — | — |
| B社 | — | ○ | — | ○ | — | 0%(*2) | — |

(*1) 輸出関税は天然資源などの一部の物品にのみ課され、それ以外の物品には課されない。

(*2) ただし、A社が購入した商品をそのままB社に販売する場合は免税対象の事業に該当しないため課税される。なお、税率はVAT法規制に基づき決定される。(一定の医療器具など別途定められたもの以外は通常10%)

定義b 輸出加工企業から購入される製品② 2/2

本取引に関する法人

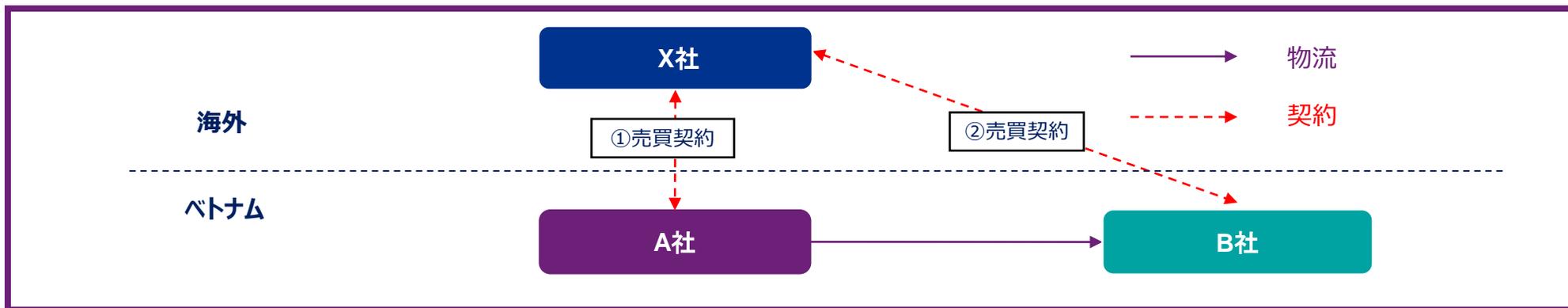
- A社** B社に物品を販売するベトナム企業。EPEに該当する。
- On the spot 輸出通関手続きを実施する責任がある。
- B社** A社から物品を購入するベトナム企業。EPEに該当しない。
- On the spot 輸入通関手続きを実施する責任がある。

留意点:

本取引にはFTA税率が適用可能である。特別税率を適用するためには、関連する原産地証明書を取得する必要がある。⁵

⁵ Point c Clause 3 Article 3 Decree 134/2016/ND-CP amended and supplemented by Decree 18/2021/ND-CP

定義c 海外企業に販売されベトナム企業に納品される製品① 1/2



| | 取引① | | | | | | 取引② | | | | | | |
|----|---------|----|--------|----|------------|-----------|---------|----|----|----|------------|-----------|--------|
| | 通関手続の責任 | | 関税 | | Output VAT | Input VAT | 通関手続の責任 | | 関税 | | Output VAT | Input VAT | FCT |
| | 輸出 | 輸入 | 輸出(*1) | 輸入 | | | 輸出 | 輸入 | 輸出 | 輸入 | | | |
| A社 | ○ | - | ○ | - | 0% | - | - | - | - | - | - | - | - |
| B社 | - | - | - | - | - | - | - | ○ | - | ○ | - | ○ (*2) | - (*3) |
| X社 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | CIT1% |

(*1) 輸出関税は天然資源などの一部の物品にのみ課され、それ以外の物品には課されない。

(*2) 税率はVAT法規制に基づき決定される。(一定の医療器具など別途定められたもの以外は通常10%)

(*3) B社にはX社に課されるCIT1%につき源泉徴収及び申告納税義務が課される。

定義c 海外企業に販売されベトナム企業に納品される製品① 2/2

本取引に関する法人

A社 海外企業Xに物品を販売するベトナム企業

- On the spot 輸出通関手続きを実施する責任がある。
- B社が手続きを行うOn the spot export 輸入通関において受託輸出者(*1)となる。

B社 A社から配送される物品の受取人としてX社に指定されたベトナム企業。EPEに該当しない。

- On the spot 輸入通関手続きを実施する責任がある。
- A社が手続きを行うOn the spot export輸出通関において受託輸入者(*2)となる。

X社 A社から物品を購入しB社に販売する海外企業

- On the spot 輸出通関においては名義上の輸入者、On the spot 輸入通関においては名義上の輸出者となる。

(*1) 受託輸出者は、他のベトナム企業に対する物品の配送を委託された企業をいう（電子輸入通関申告書 1.20-輸出者名欄に記載）

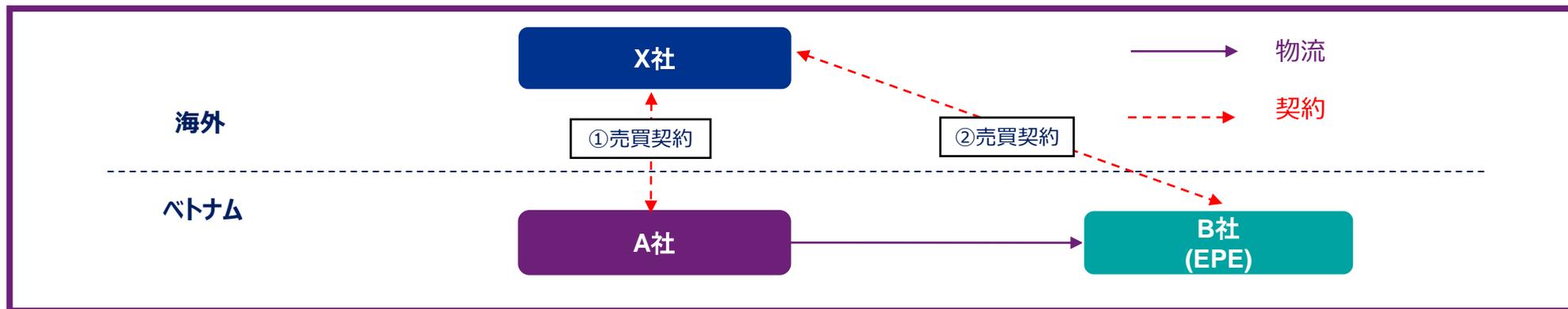
(*2) 受託輸入者は、他のベトナム企業から受取手として指定された企業をいう（電子輸出通関申告書 2.19-輸入者名欄に記載）

留意点:

本取引にFTA (Free Trade Agreement:自由貿易協定) は適用不可⁵

⁵ Point c Clause 3 Article 3 Decree 134/2016/ND-CP amended and supplemented by Decree 18/2021/ND-CP

定義c 海外企業に販売され輸出加工企業へ納品される製品② 1/2



| | 取引① | | | | | | 取引② | | | | | | |
|----|---------|----|--------|----|------------|-----------|---------|----|----|----|------------|-----------|--------|
| | 通関手続の責任 | | 関税 | | Output VAT | Input VAT | 通関手続の責任 | | 関税 | | Output VAT | Input VAT | FCT |
| | 輸出 | 輸入 | 輸出(*1) | 輸入 | | | 輸出 | 輸入 | 輸出 | 輸入 | | | |
| A社 | ○ | - | ○ | - | 0% | - | - | - | - | - | - | - | - |
| B社 | - | - | - | - | - | - | - | ○ | - | - | - | - | - (*2) |
| X社 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | CIT1% |

(*1) 輸出関税は天然資源などの一部の物品にのみ課され、それ以外の物品には課されない。

(*2) B社のCIT1%につき源泉徴収及び申告納税義務あり

定義c 海外企業に販売され輸出加工企業へ納品される製品② 2/2

本取引に関する法人

A社 海外企業Xに物品を販売するベトナム企業

- On the spot 輸出通関手続きを実施する責任がある。
- B社が手続きを行うOn the spot export 輸入通関において受託輸出者(*1)となる。

B社 A社から配送される物品の受取人としてX社に指定されたベトナム企業。EPEに該当する。

- On the spot 輸入通関手続きを実施する責任がある。
- A社が手続きを行うOn the spot export輸出通関において受託輸入者(*2)となる。

X社 A社から物品を購入しB社に販売する海外企業

- On the spot 輸出通関においては名義上の輸入者、On the spot 輸入通関においては名義上の輸出者となる。

(*1) 受託輸出者は、他のベトナム企業に対する物品の配送を委託された企業をいう（電子輸入通関申告書 1.20-輸出者名欄に記載）

(*2) 受託輸入者は、他のベトナム企業から受取手として指定された企業をいう（電子輸出通関申告書 2.19-輸入者名欄に記載）

留意点:

EPEに輸入される物品には輸入関税が課されないため、FTAを検討する必要はない。⁶

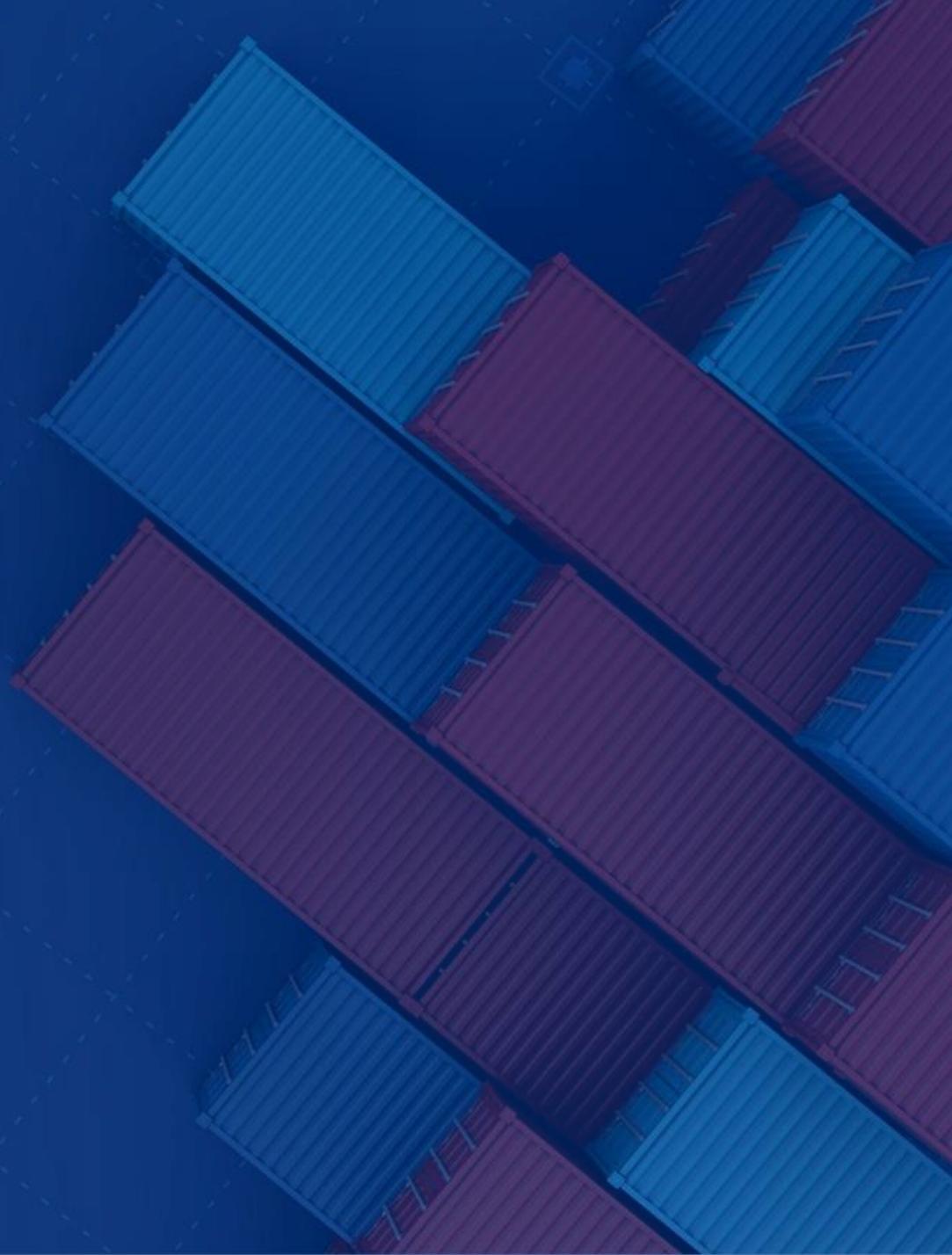
⁶ Clause 2 Article 2 Law on Export and Import duties no. 107/2016/QH13

On the spot 取引 と輸出入取引の比較

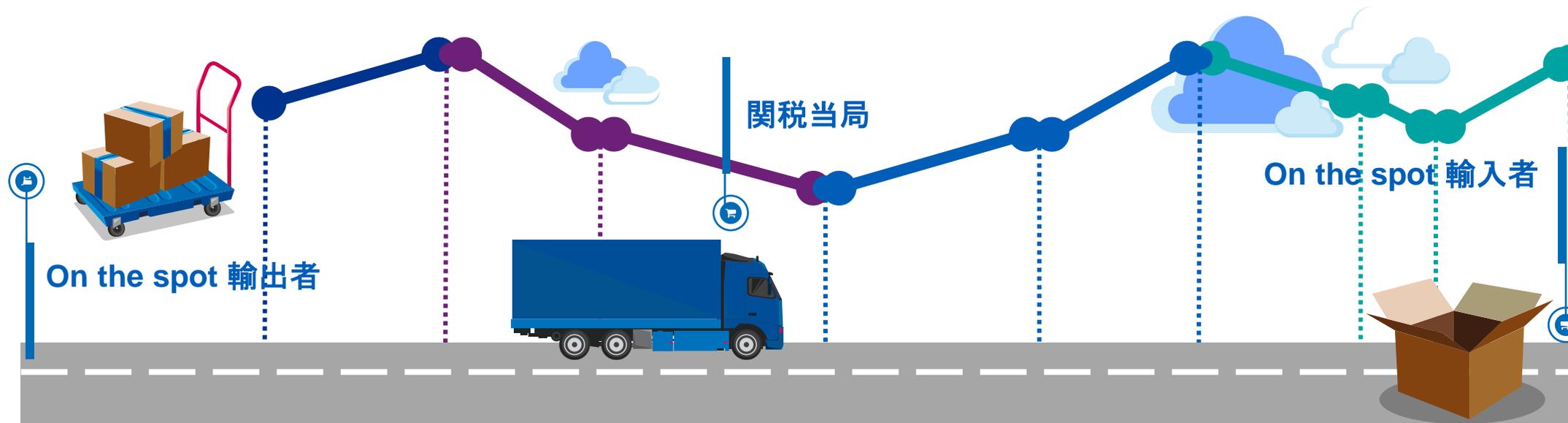
| | On the spot 取引 | 国際物流を伴う一般的な輸出入取引 |
|-----------|--|---|
| 物流コスト | <ul style="list-style-type: none"> 輸送コストが低い 保険料が安い 港でのハンドリングコストが発生しない | <ul style="list-style-type: none"> 輸送コストが高い（国際輸送が発生する） 保険料が高い（国際輸送はリスクが高い為） 輸出入港でのハンドリングに関わる物流コストの発生 |
| FCT | <ul style="list-style-type: none"> ベトナム国内（輸出加工区を含む）で所有権が移転される為、CIT1%が課される。 | <p>貿易条件等で取り扱いが異なる</p> <ul style="list-style-type: none"> ベトナム国外で所有権が移転する場合、FCTは課されない。 ベトナム国内（輸出加工区を含む）で所有権が移転される場合に1%のCITが課される。 |
| 関税（FTA含む） | <ul style="list-style-type: none"> 物品がEPEから現地企業に販売される場合（スライドP14）、原産地要件を満たすときは、FTAは適用可能である。 それ以外の取引には適用できない | <ul style="list-style-type: none"> 原産地要件を満たす場合、適用可能。 |
| 通関手続き | <ul style="list-style-type: none"> 同様の取り扱い | |
| VAT | <ul style="list-style-type: none"> 同様の取り扱い | |



3. 通関手続



通関手続きの流れ



| 実施者 | 通関申告 ⁷ | 実施場所 |
|-----------------|---------------------------|--------------|
| On the spot 輸出者 | 出発の4時間前 | 申告者が選択した関税当局 |
| On the spot 輸入者 | On the spot輸出の場合は通関後15日以内 | |

⁷ Clause 8 Article 18 Circular 38/2015/TT-BTC amended and supplemented by Circular 39/2018/TT-BTC

輸出通関手続きの責任

法規制上、輸出者に対して下記の責任が定められている⁸

- 手続きが行われる先の税関のコード及び企業識別番号を指定してOn the spot 輸出通関申告及び輸送を完了する。(電子申告書の項目 “*Số quản lý nội bộ của doanh nghiệp*” 又は 紙ベースの税関申告書の場合は項目 “*Ghi chép khác*” に “#&XKTC” と記載する。);
- 規定されたOn the spot 輸出通関手続きに従う
- On the spot 輸出通関手続きの完了をベトナムローカル輸入者に通知し、物品を輸入者に納品する
- 更なる手続きの為にベトナムローカル輸入者が完了したOn the spot 輸入通関申告の情報を受け取る

⁸ Point a Clause 5 Article 86 Circular 38/2015/TT-BTC amended and supplemented by Circular 39/2018/TT-BTC

輸出通関書類

通関書類一式には、以下のものが含まれる⁹：

- 通関申告書
- 商業インボイスもしくは同等の書類：コピー1枚
- 外国貿易当局によって発行された輸出許可書（必要に応じて）
 - (i) 一括出荷の場合：原本1枚
 - (ii) 部分出荷の場合：最初の積送品について原本1枚
- 貨物検査免除許可書、専門機関による検査結果もしくは同等の書類：原本1枚
- その他の書類（該当する場合）：
 - 輸出適格性証明書:最初の積送品について原本1枚
 - 委託契約書：コピー1部
 - 輸出用原木の明細書（ある場合）：原本1枚

⁹ Clause 1 Article 16 Circular 38/2015/TT-BTC amended and supplemented by Circular 39/2018/TT-BTC

輸入通関手続きの責任

法規制上、輸入者に対して下記の責任が定められている¹⁰

- 申告番号を指定して(電子申告の場合は項目 “Số quản lý nội bộ của doanh nghiệp” 又は 紙ベース申告書の場合は “Ghi chép khác” に “#&NKTC#&” 及び 輸出申告番号を記載する)、期限までに On the spot 輸入通関申告手続きを完了させる。
- 規定された On the spot 輸入通関手続きに従う
- 更なる手続きの為に、On the spot 輸入通関手続きの完了したことを On the spot 輸出者に通知する
- 通関を経て輸入された物品を製造の為に使用又は販売する

¹⁰ Point b Clause 5 Article 86 Circular 38/2015/TT-BTC amended and supplemented by Circular 39/2018/TT-BTC

輸入通関書類

通関書類一式には、以下のものが含まれる¹¹：

- 通関申告書
- 商業インボイスもしくは同等の書類：コピー1枚
- Bill of Lading (B/L 船荷証券) もしくは同等の書類
- 外国貿易当局によって発行された輸出許可書（必要に応じて）
 - (i) 一括出荷の場合：原本1枚
 - (ii) 部分出荷の場合：最初の積送品について原本1枚
- その他の書類（該当する場合）
 - 原産地証明書及び輸入価値申告書
 - 輸出適格性証明書:最初の積送品について原本1枚
 - 貨物検査証明書：原本1枚
 - 輸出用原木の明細書（ある場合）：原本1枚
 - 複合的な機械やセットである場合は、機械設備のリスト。
 - VAT特別税率の対象となる特定の取引に関する委託契約およびその他の契約。

¹¹ Clause 2 Article 16 Circular 38/2015/TT-BTC amended and supplemented by Circular 39/2018/TT-BTC



4.参考-保税倉庫の利用

保税倉庫の概要

保税倉庫について

- ベトナムにおける保税倉庫は、ベトナム国内から運び込まれ輸出通関手続きを完了した物品、ベトナム国外から運び込まれ輸入通関手続きを行わず再輸出される物品、ベトナム国外から運び込まれ輸入通関手続きをまだ行っていない物品等の保管場所である。¹²
- 物品は、委託日から12か月以内であれば保税倉庫内に留め置くことが認められている。合理的な理由があれば、さらに12か月以内の範囲で保管延長が可能である。¹³
- 保税倉庫に保管されている物品は、ベトナム国内市場に持ち込む為の輸入通関が行われるまでは、輸入関税は課されない。^{14, 15, 16}

¹² Clause 10 Article 4 Law on Customs No. 54/2014/QH13

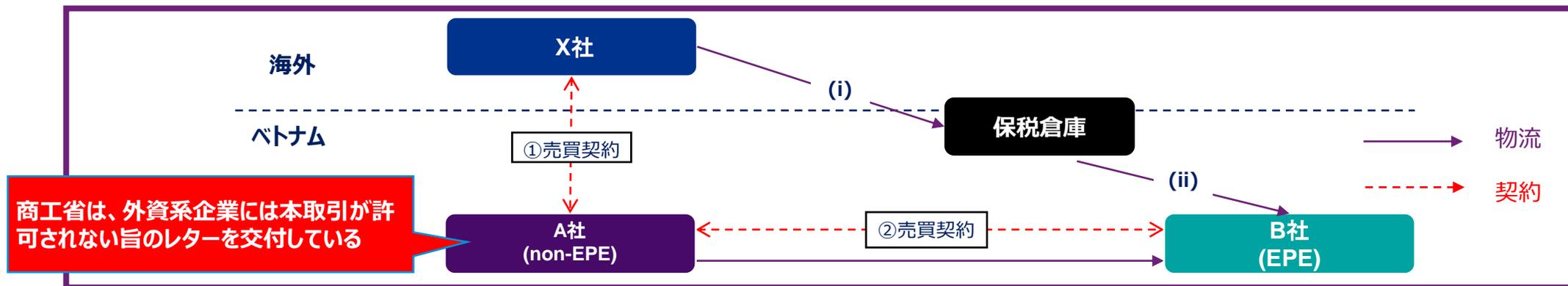
¹³ Clause 1 Article 61 Law on Customs No. 54/2014/QH13

¹⁴ Point c Clause 4 Article 2 Law on Export Import Duties No. 107/2016/QH13

¹⁵ Clause 4 Article 91 Circular 38/2015/TT-BTC amended and supplemented by Clause 59 Article 1 Circular 39/2018/TT-BTC

¹⁶ Clause 2 Article 2 Law on Export Import Duties No. 107/2016/QH13

保税倉庫を利用した取引スキーム 1/4



| | (i) X社が物品を保税倉庫へ持ち込む時点 | | | | | | | (ii) B社が物品を保税倉庫から運び出す時点 | | | | | | |
|----|-----------------------|-------|----|----|------------|-----------|-------|-------------------------|-------|----|----|------------|-----------|-----|
| | 通関手続の責任 | | 関税 | | Output VAT | Input VAT | FCT | 通関手続の責任 | | 関税 | | Output VAT | Input VAT | FCT |
| | 輸出 | 輸入 | 輸出 | 輸入 | | | | 輸出 | 輸入 | 輸出 | 輸入 | | | |
| A社 | - | ○(*2) | - | - | - | - | -(*)1 | - | - | - | - | 非課税 | - | - |
| B社 | - | - | - | - | - | - | - | - | ○(*2) | - | - | - | - | - |
| X社 | - | - | - | - | - | - | CIT1% | - | - | - | - | - | - | - |

(*1) A社にはX社に課されたCIT1%につき源泉徴収及び申告納税義務が課される。

(*2) A社及びB社は保税倉庫オーナー/通関業者に通関手続代行を依頼することが可能である

保税倉庫を利用した取引スキーム 2/4

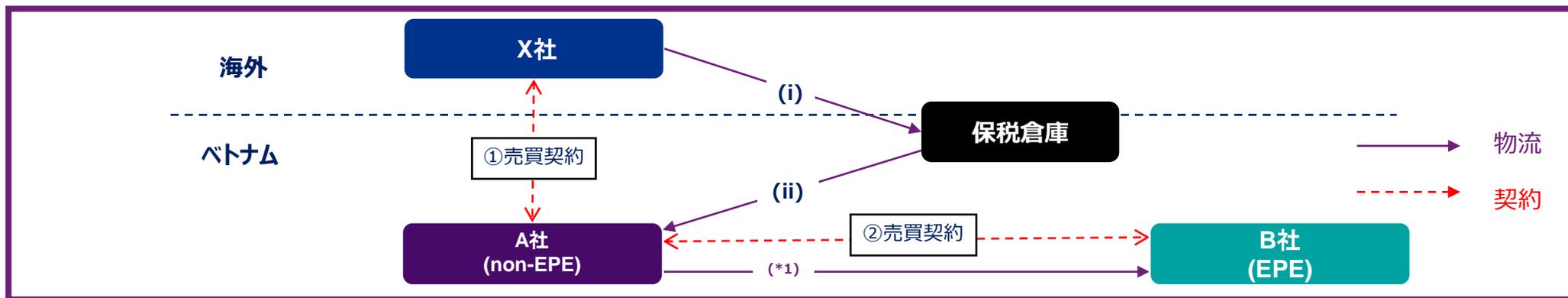
本取引に関与する法人等

- A社** **海外企業Xから物品を購入するベトナム企業。EPEに該当しない。B社（EPE）に物品を販売する。**
- 保税倉庫に物品を運び込む際、輸入通関手続きを実施する責任がある。
 - 物品の所有者として保税倉庫からの出庫量を保税倉庫の管理システムで管轄税関報告する必要がある。一般的に保税倉庫がその報告を代行する。
- B社** **A社から物品を購入するベトナム企業。EPEに該当する。**
- 保税倉庫に物品を運び出す際、輸入通関手続きを実施する責任がある。
- X社** **A社に物品を販売する海外企業。物品を保税倉庫に納品する。**
- A社が実施する輸入通関においては名義上の輸出者となる。

留意点:

- 商工省は外資系在ベトナム企業には本取引が許可されていない旨公式レターを交付している。実務上、多くの外資系在ベトナム企業が税関当局から指摘を受けており、その場合は、B社ではなく、A社が物品を保税倉庫から引き出すこととなる（税務関税上の取り扱いについて次ページに記載する）。
- (i)X社が物品を保税倉庫へ持ち込み及び(ii)B社(EPE)が物品を保税倉庫から運び出す両時点において、輸入関税は課されないため、FTAを検討する必要はない。

保税倉庫を利用した取引スキーム 3/4



| | (i) X社が物品を保税倉庫へ持ち込む時点 | | | | | | | (ii) A社が物品を保税倉庫から運び出す時点 | | | | | | |
|----|-----------------------|-------|----|----|------------|-----------|-------|-------------------------|----|----|----|------------|-----------|-----|
| | 通関手続の責任 | | 関税 | | Output VAT | Input VAT | FCT | 通関手続の責任 | | 関税 | | Output VAT | Input VAT | FCT |
| | 輸出 | 輸入 | 輸出 | 輸入 | | | | 輸出 | 輸入 | 輸出 | 輸入 | | | |
| A社 | - | ○(*2) | - | - | - | - | -(*)3 | - | ○ | - | ○ | - | ○(*4) | - |
| B社 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| X社 | - | - | - | - | - | - | CIT1% | - | - | - | - | - | - | - |

(*1) A社からB社への販売はOn the spot取引に該当する。取り扱いについては**定義b 輸出加工企業へ販売される製品**ページを参照

(*2) A社は保税倉庫オーナー/通関業者に通関手続代行を依頼することが可能である

(*3) A社にはX社に課されたCIT1%につき源泉徴収及び申告納税義務が課される。

(*4) 税率はVAT法規制に基づき決定される。(一定の医療器具など別途定められたもの以外は通常10%)

保税倉庫を利用した取引スキーム 4/4

本取引に関与する法人等

- A社** **海外企業Xから物品を購入するベトナム企業。EPEに該当しない。B社（EPE）に物品を販売する。**
- (i)X社が物品を保税倉庫へ持ち込む時点及び(ii)A社が物品を保税倉庫から運び出す時点において輸入通関手続きを実施する責任がある。
 - 物品の所有者として保税倉庫からの出庫量を保税倉庫の管理システムで管轄税関報告する必要がある。一般的に保税倉庫がその報告を代行する。
 - B社への販売はOn the spot取引とみなされる為、輸出通関手続きを実施する責任がある。（詳細は**定義b**参照）
- B社** **A社から物品を購入するベトナム企業。EPEに該当する。**
- 保税倉庫に物品を運び出す際、輸入通関手続きを実施する責任がある。
 - A社からの購入はOn the spot取引とみなされる為、輸入通関手続きを実施する責任がある。（詳細は**定義b**参照）
- X社** **A社に物品を販売する海外企業。物品を保税倉庫に納品する。**
- A社が実施する輸入通関においては名義上の輸出者となる。

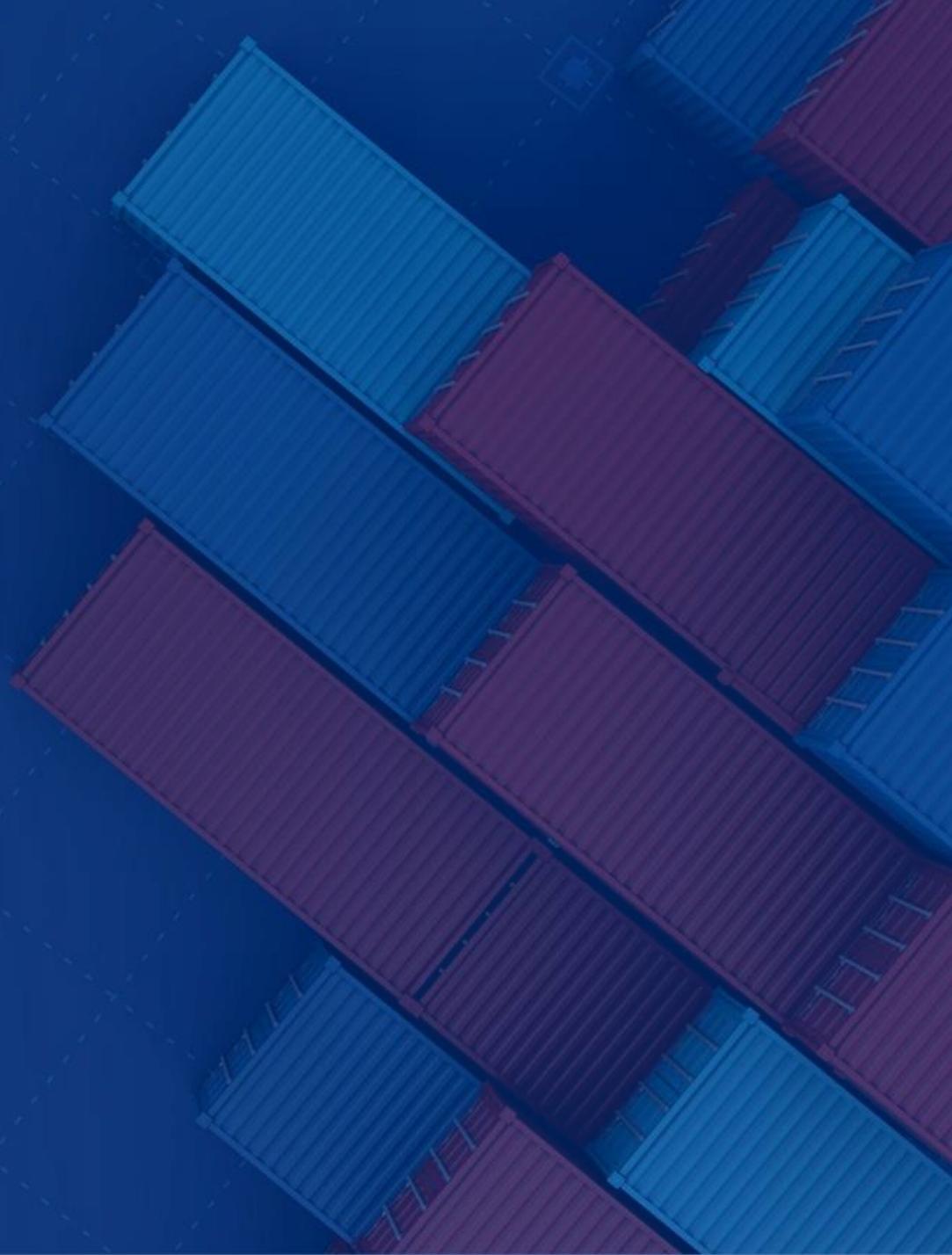
留意点:

- A社が保税地域から物品を引き出す際の輸入手続きにおいてFTA税率が適用可能である。特別税率を適用するためには、関連する原産地証明書が必要となる。外国から保税倉庫に輸送された物品が複数回に分けて輸入される場合、原産地証明書を用いて輸入量モニタリングシートを作成し、異なる税関当局において輸入量に基づき各輸入に適用することが可能。¹⁷

17. Clause 4, Article 91, Circular 38/2015/TT-BTC revised by Clause 59, Article 1, Cir 39/2018/TT-BTC, and Article 23, Circular 38/2018/TT-BCT



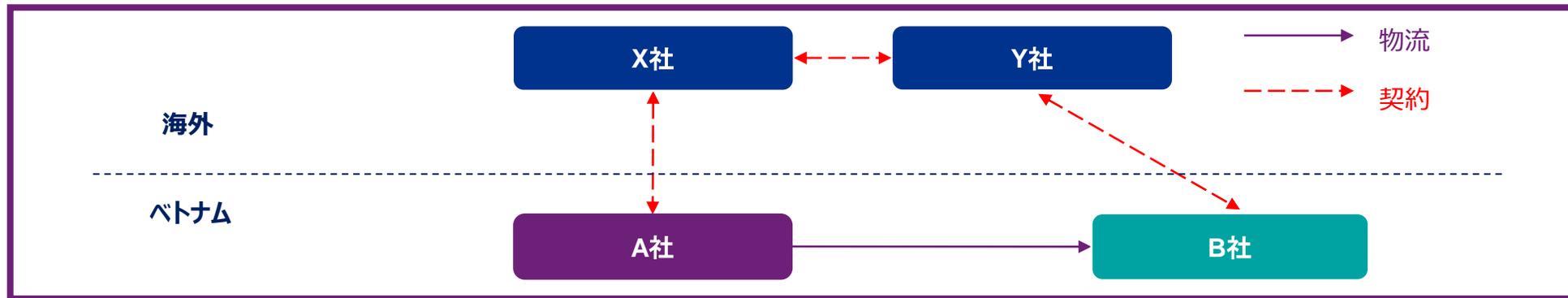
5. FAQ



FAQ

1. On the spot 取引において海外企業が2社ある場合、通関手続きにおいて留意する点を教えてください。

- ベトナム企業A社は所有する物品を海外企業X社に対して販売し、X社はその物品を別の海外企業Y社に転売する。
- Y社はX社から購入した商品をベトナム企業B社に転売する。
- 物品は、海外に持ち出されることなく、A社からB社に直接配送される。



- 上記のように、On the spot 取引において複数の海外企業が販売取引を行う場合の関税及び税務上の取り扱いは、基本的に定義Cと変わりません。
- A社は、X社と締結した売買契約書をもとに輸出通関申告を実施し、B社は、Y社と締結した売買契約書をもとに輸入通関申告を実施することとなります。

FAQ

2. 当社はOn the spot 輸出通関手続きを実施しベトナムの買手に商品を届けました。しかし、買手が輸入通関手続きを実施していないため、税関の通関システム（VNACCS）では、当社の輸出通関申告が完了していないようです。

Circular 39/2018/TTで補足・修正されたCircular 38/2015/TT-BTCのClause 3, Article 53において、On the spot 輸出 手続完了要件として、輸出通関申告及び輸入通関申告の両方を完了する必要がある旨定められています。

On the spot 輸出手続きを行っても、それに対応する On the spot 輸入手続きが実施されていない場合、当該輸出通関申告について、その後の還付などの関連手続きが行えません。

On the spot輸出を行う場合、事前に、輸入通関手続きの実施について買手と確認することをおすすめします。

FAQ

3. 当社（ベトナム企業）は、他のベトナム企業への物品供給を頻繁に行っています。当社の物品は月に数回、EPEとEPE外を行き来することになります。コストを削減するために、複数回に分けて商品配送について月末にまとめて税関に申告することは可能でしょうか？

Circular 39/2018/TTで補足・修正されたCircular 38/2015/TT-BTCのClause 6, Article 86において、以下の条件を満たす場合、商品納入後30日以内の通関申告が認められています。

- 売手とその買手がAEO（Authorized Economic Operator）である場合、または売手その買手が関税・税務に関する法律を遵守する企業である場合(*)。
- すべての貨物が、1つの契約・発注書に対するものであり、かつ、配送時期が明確に記載されていること。
- 引渡しを証明するすべての添付書類（商業インボイス、商品引渡書、商品受領書など）を保管し、必要に応じて関税当局に提示できる状態にあること。

(*) ベトナムの関税・税務に関する法令の遵守状況は、<http://pus1.customs.gov.vn/XepHangDoanhNghiep/XepHangDoanhNghiep.aspx>、5段階で確認することができます。ログイン方法は、TLCベトナムの税コードと税関の通関システム（VNACCS）用のパスワードを含めて、ウェブサイト上で指示されています。

FAQ

4. 輸入申告が遅れた場合等、ペナルティは発生しますか？

輸入者が期限内に輸入申告を行わなかった場合、輸入申告時に50万ドンから100万ドンの行政罰が課され、滞納額に対しては0.03%/日の利息で関税が回収されます。¹⁸

¹⁸ Point a Clause 1 Article 7 Decree 128/2020/ND-CP and Article 133 Circular 38/2015/TT-BTC supplemented and amended by Circular 39/2018/TT-BTC



kpmg.com/socialmedia

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavor to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2022 KPMG Limited, KPMG Tax and Advisory Limited, KPMG Law Limited, KPMG Services Company Limited, all Vietnamese one member limited liability companies and member firms of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.